

第5章 文化財の保存・活用計画の考え方

1. 基本的な考え方

保存・活用計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要な詳細な計画であり、歴史文化基本構想の趣旨を踏まえつつ、個別に策定する必要があります。

よって本構想の中では、保存・活用計画の策定に必要な以下の項目に関して、考え方を明確にします。

- 対象となる文化財（群）
- 保存・活用計画の作成者
- 文化財（群）とその周辺環境の整備の方針
- その他の保存活用計画に定めることが望ましい項目等

2. 保存・活用計画策定に向けた検討事項

1) 対象となる文化財（群）

対象となる文化財（群）を決定するには、まず各文化財を正當に評価する必要があります。そのためには調査・研究が不可欠で、その成果を基にデータベースを構築し、客観的な価値基準を作成することが必要です。なお、保存活用に活かすデータベースにするためには、モノに関する情報のみでなく、所有者や管理者、現在の活用状況なども把握しておく必要があります。

2) 保存活用計画の作成者

それぞれの文化財の所有者、実際に管理・活用する人や組織によって、保存活用計画の作成者は異なります。また、計画を作成する体制もそれぞれで、策定の目的も各文化財によって異なります。

よって、所有者や管理者が民間である場合、行政として団体への計画の必要性の周知及び意見交換、そして団体自体の情報を整理することが重要です。例えば、団体の活動内容や活動費はもちろん、計画策定後の実際の取り組みに向けて、主要なメンバーやその世代を把握することも必要になります。

3) 文化財（群）とその周辺環境の整備の方針

保存活用計画に周辺環境を含める場合、都市計画や景観計画などとの整合性を図る必要があります。まずこれらの情報を整理し、対象範囲や目的を明確にしなければなりません。特に、平成29年度に策定された「小郡市景観計画」においては、今回定めた保存活用区域と「景観形成重点地区」とでほぼ一致する例が多く、双方の利点を生かした地域の運営が望まれます。

周辺環境の整備は、文化財単体ではなく、地域全体の魅力の向上につながるものであり、地域住民にも分かりやすい計画の重要な要素となります。

表 21 歴史文化基本構想と景観計画の関係

今回定めた保存活用区域	「小郡市景観計画」での位置付け
松崎宿と薩摩街道区域	景観形成重点地区「松崎地区」
小郡町と彦山道区域	景観形成重点地区「小郡駅前地区」
横隈宿と旧筑前街道区域	—
花立山山麓区域	景観形成重点地区「花立山地区」

4) その他の保存活用計画に定めることが望ましい事項

その他の保存活用計画に定めるべき内容として、以下のことが考えられます。

●対象とした文化財の保存・活用の具体的方法

上記に挙げた全体像はもちろん、対象とした文化財自体の保存・活用方法の検討は必須です。補助金の取得を目指すのであれば、国・県・市にどのような補助金があるのか、寄付を募ったり、クラウドファンディング（群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語）を実施したりするのであれば、何に焦点を当てるのか等できるだけ具体的な検討が必要です。また、体験プログラムの開発も非常に有効な手段と言えます。

●学校教育・生涯学習の場での活用方法

活用の計画については、一般公開の方法や周知する講座の実施などはもちろん、学校教育現場との連携を念頭に置いた内容にする必要があります。将来の保存活用の担い手となる子どもたちへの取り組みは不可欠です。

●人材育成の方法

文化財の保存・活用に、人材の確保は不可欠です。地域内や市域、市外など、どこに人材を求めるかを含め、講座や研修の開催を含めた育成方法、その人材をどのように組織化するかなど、計画に定めておく必要があります。

3. 関連文化財群の保存活用計画

関連文化財群に関する保存活用計画は、まず個々の文化財の関連性を明確にし、それらを一体として保存・活用するためのものである必要があります。よって、まずは計画全体の柱となるテーマを明確にすることが重要です。

関連文化財群には多種多様な構成要素が存在します。そして、これはつまり所有者や管理者、活用主体の多様性を意味します。これら全てを当初から計画の中に位置付けることは難しいかもしれませんが、計画の周知や行政による先行した実践を進め、将来的には関連文化財群全体として取り組めるような、より発展的な事業展開が期待されます。

4. 歴史文化保存活用区域の保存活用計画

歴史文化保存活用区域に関する保存活用計画は、地域を一体的に保存・活用するためのものがある必要があります。そのため、まず歴史文化の特徴をまとめるとともに、区域内の課題を整理した上で、計画の検討を進めなければなりません。

また、歴史文化保存活用区域は、一定の地理的なまとまりを対象とするので、計画策定には、文化財の所有者や管理者はもちろん、地域住民の声を十分反映させる必要があります。地域住民が活動の主体となれば、この計画はそのまま地域のまちづくりにつながる重要な位置付けを得ることになります。